静岡県配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護・支援に関する基本計画 (第五次静岡県DV防止基本計画)

~DV のない社会づくりと DV 被害者の自立を目指して~

静岡県

はじめに

DV (ドメスティック・バイオレンス=配偶者等からの暴力) は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DV被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な 女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を 害し、男女平等の実現の妨げとなっております。



人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者 を保護するための不断の取組が必要です。

このため、国においては平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。本県においても、「第四次静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画(静岡県DV防止基本計画)」に基づき、DV防止のための意識啓発、被害者の相談対応、保護、自立支援などに取り組んでまいりました。

一方で、DV相談件数は増加傾向にあり、未だに暴力の根絶には至っておりません。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による在宅時間の増加など、生活環境の変 化によりDVの増加や潜在化の可能性が指摘されており、また、同じ家庭内で同時に発 生しているDVと児童虐待への対応の必要性など、多くの課題も生じております。

こうした状況の変化に的確に対応していくため、県では、このたび、静岡県DV防止基本計画を見直し、令和4年度からの4か年を計画期間とする「第五次静岡県DV防止基本計画」を策定いたしました。本計画では、引き続き「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」を基本理念とし、ICTの活用等多様な手段による広報・啓発・相談の推進や、DV対応と児童虐待対応の連携強化などの4つの方針に基づき取り組むこととしております。

本計画の推進により、DVについての正しい理解を広げ、誰もがDVのない幸せな暮らしができる"ふじのくに"の実現を目指してまいります。県民の皆様、関係団体の皆様には、今後とも施策の推進に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を頂きました、関係機関をはじめとする多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

目 次

第1章	計画策定に当たって	P.1
1 2 3	2 計画の位置づけ	1
第2章	現状と課題	P.2
第3章	13.1 3214 · = · · · IEBS (11 >>>	
3	ユーエル 2 計画のポイント 3 計画の体系	8
第4章	施策の推進	P.11
施策1	DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進	11
(1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進	13
施策2	いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり	
(県におけるDV相談の推進 地域におけるDV相談の推進 多様性に配慮した相談体制の構築 	18

施策3	DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全に守る保護の実施	22
	(1) 安全な保護のための関係機関の連携推進	22
	(2) 一時保護所における被害者支援	24
	(3) 子どもに対するケア体制の充実	25
	(4) 多様なケースに対応した保護体制の整備	26
施策4	- DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援環境の整備	28
	(1) 生活再建のための支援	28
	(2) 住まい確保のための支援	30
	(3) 就業に向けた支援	31
	(4) 心身の回復のための支援	32
施策5	DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化	33
	(1) 市町のDV施策推進の支援	33
	(2) 相談機関ネットワークの強化	35
	(3) 民間団体との協働による被害者支援体制づくりの推進	37
数値目]標	38
資料	編	P.39
資料1	DVをめぐる状況	39
資料2	! 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	46
資料3	3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する。	基本的な
方針((概要)	59
資料4	- 静岡県子どもと家庭を守るネットワーク設置要綱	66
資料5	静岡県DV防止基本計画策定委員会設置要綱	72
資料6	第五次静岡県DV防止基本計画策定経過	74
資料7	, ,用語解説	75

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、配偶者からの暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)のない社会づくりとDV被害者の自立を目指して、平成18年3月に「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(以下「DV防止基本計画」という。)、平成21年3月に「第二次DV防止基本計画」、平成26年3月に「第三次DV防止基本計画」、平成30年3月に「第四次DV防止基本計画」を策定しました。

第四次DV防止基本計画の計画期間が令和3年度までであることから、社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、「第五次DV防止基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第1項に基づく、国の基本方針に即した静岡県の基本計画として策定するものです。

また、本計画は静岡県総合計画の分野別計画であり、「第四次静岡県男女共同参画 基本計画」、「静岡県次世代育成支援対策行動計画」である「第2期ふじさんっこ応援 プラン」と整合を図っています。

3 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

本計画におけるDV(ドメスティック・バイオレンス)とは・・・

- ○本計画において「DV」とは、配偶者(事実婚を含む。)や配偶者であった者、 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際 相手からの暴力をいいます。
- ○「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。
 - ・精神的なもの(大声でどなる、無視する、行動を制限する、監視・束縛など)
 - ・経済的なもの(生活費を渡さない、借金をさせる など)
 - ・性的なもの(性行為の強要、避妊に協力しない など)

第2章 現状と課題

1

静岡県のDV相談件数

本県のDV相談件数は増加傾向にあり、令和2年度は過去最多件数です

これまでの啓発によりDVの認知が進んだ結果、県内の婦人相談員(以下「女性相談員」という。)が受け付けたDV相談件数は平成28年度以降は増加傾向にあり、令和2年度は過去最多の3,516件となっています。増え続けるDV相談への対応や、DV防止に向けた一層の啓発が必要です。

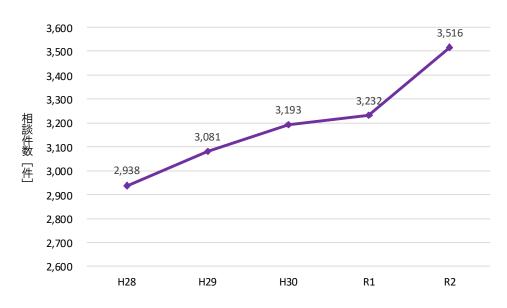


図 1.1 県内の女性相談員が受け付けた D V 相談件数 (静岡県こども家庭課調べ)

2 社会情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響

DVの増加や潜在化の可能性が指摘されています

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響により、パートナーの在宅時間の増加や、生活不安等のストレスから、DVが増加したり深刻化する可能性が指摘されています。

また、パートナーの在宅時間中は、電話や面接等既存の相談窓口が利用できず、D Vが潜在化している可能性もあるため、DV相談+(プラス)のWebチャットなど 声を出さずに相談できる窓口の利用を促進する必要があります。

(2) 多様性に対する社会的関心の高まり

多様性への不十分な認識や対応に起因する差別的な取扱いの解消が課題です

社会や組織を多様性(ダイバーシティ)の視点から捉え直す動きが高まっています。 こうした中、本県においてはDV相談窓口の多言語対応が不十分であることや、同 性パートナーからの暴力がDVとして扱われないなど、多様性への不十分な認識や対 応に起因する差別的な取扱いの解消が課題とされています。

所属に外国人対応の職員が配置されている

他所属の外国人対応職員に通訳を依頼する

「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」 と連携して対応する

国際交流協会等に通訳者の派遣を依頼する

対応策が特にないため、可能な範囲で対応する

その他(翻訳アプリ等)

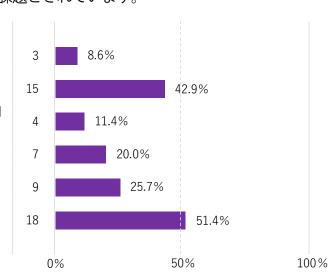


図 1.2 市町における日本語を話せない外国人からの相談対応 (令和3年度静岡県こども家庭課調べ)

所属に外国人対応の職員が配置されている市町は、3市となっています。また、対応 策が特にないため、可能な範囲で対応すると回答した市町は、9市町となっています。

(3) 逃げないことを希望する被害者の存在

被害者が逃げずに問題を解決する支援の在り方について検討が必要です

内閣府の調査結果や、DV被害者支援の現場である県内市町への調査結果から、加害者から逃げずに問題を解決することを希望する被害者がいることが分かりました。

現在は、DV被害者自身が加害者の下から離れることを被害者支援の基本としていますが、これに加え、今後は加害者から逃げずに問題を解決するという支援の在り方も検討する必要があります。

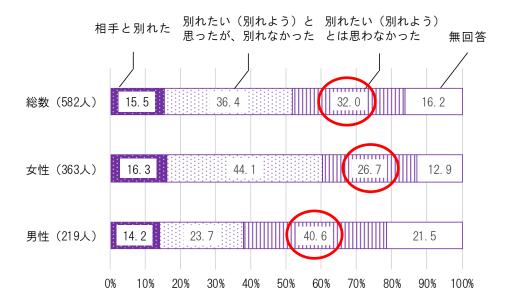


図1.3 配偶者から被害を受けたときの行動

(出典:内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書(令和3年3月)」)

配偶者から何らかの被害を受けたことのある人(582人)のうち、「別れたい(別れよう)とは思わなかった」は32.0%となっています。

(4) DVと児童虐待の同時発生

DV対応と児童虐待対応の連携強化が求められています

内閣府における令和元年度のDV相談件数等の調査によると、子どもと同居しているDV被害者のうち、約6割の家庭で児童虐待の発生もあったという結果になっています。

DVと児童虐待は同じ家庭内で同時に発生しているケースが多いことから、DV対応と児童虐待対応を相互に連携協力して進めていく必要があります。

(単位:人、%)

	総数	未成年の 子どもあり	虐待あり	面前 D V のみ	虐待なし	虐待有無 不明	未成年の 子どもなし	不明
相談者実人員	66,939	37,044	22,337	12,428	5,028	9,679	16,596	13,299
割合		100.0	60.3	33.5	13.6	26.1		

図1.4 同居している未成年の子どもの有無及び状況

(出典:内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(令和元年度分)」)

子どもと同居しているDV被害者(37,044人)のうち、60.3%の家庭で児童虐待の発生もあったという結果になっています。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部から発見されにくい家庭内において行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、時には生命に危険が及ぶこともあるなど、被害が深刻化しやすい特性があります。

DV被害者は、多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を振るうことは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

本県におけるDV被害者からの相談件数は増加傾向で推移しており、県や市町にはDVのない生活を求めて多くの相談が寄せられています。DV被害者が心身を回復し、新たな生活を始めるためには、安全の確保と併せて、住宅の確保や経済的自立など、安定して暮らすための生活基盤の確保が不可欠です。また、被害者自身や子どもの心理的ケア、子どもの教育問題など、様々な課題を解決するために、関係機関の連携による切れ目のない支援も必要となります。

こうした観点から、本計画では、「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」を基本理念に掲げ、施策を展開します。

2 計画のポイント

本計画は、前計画を継承しつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、以下 の4つの方針に基づき取り組みます。

方針1

ICTの活用等多様な手段による広報・啓発・相談の推進

- ✓ SNSを活用した広報・啓発に取り組みます。
- ✓ 潜在化の可能性があるDV被害への対応や、DV被害者の状況やニーズに応じた 相談体制の構築のため、Webチャット相談の利用を促進します。
- ✓ 増え続けるDV相談に対応するため、女性相談員の配置・拡充を促進し、相談体制を強化します。

方針2

多様性に配慮した相談体制の構築

✓ 国籍や性的指向、性自認などの多様性に対する理解を深め、誰もが差別されることなく、相談しやすい体制を構築します。

方針3

被害者の希望や状況に応じた支援

✓ D V被害者自身が加害者の下から離れるという従来の支援に加え、民間団体が実施する加害者の脱暴力に向けた加害者教育プログラムの利用を案内するなど、被者のニーズや状況に応じた選択肢の提示により、被害者支援の充実を図ります。

方針4

DV対応と児童虐待対応の連携強化

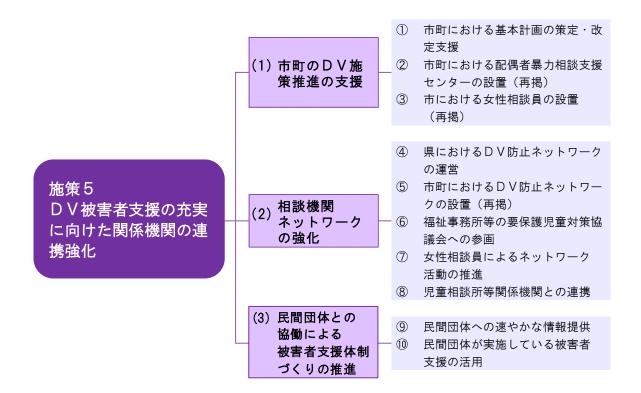
✓ 児童虐待の早期発見や、同時発生しているDVへの適切な対応のため、県や市町のDV対応部門と児童虐待対応部門の連携を強化します。

3 計画の体系

① あらゆる手段によるDV防止に 向けた啓発 (1) D V 発生防止 ② 学校等における予防教育の実施 のための人権 教育・啓発の SNSを活用した若年層への教育 施策1 推進 啓発 DVをしない、 ④ 再発防止のための加害者教育 させない、見逃さない 地域づくりの推進 (2) D V 早期 ⑤ DVの正しい理解と通報義務の 発見、通報の ための広報、 ⑥ 関係機関及び事業所(一般企業) 知識普及 への啓発 ① DV相談窓口の周知 多様な手段で相談できる体制の構 (1) 県における DV相談の ③ 困難事例に対応するための相談員 資質向上 推進 ④ 男性被害者からの相談への対応 ⑤ 通報への対応 ⑥ 相談関係機関の連携 ⑦ 市町のDV相談体制の確立 ⑧ 二次被害の防止 施策2 (2) 地域における ⑨ 市町における配偶者暴力相談支援 いつでも、だれでも、 DV相談の センターの設置 安心して相談できる 推進 ⑩ 市における女性相談員の設置 体制づくり ① 女性相談員等に対する研修 ② 非常時における対応 ① 外国人に対するDV相談窓口の周 知と支援体制の確立 (3) 多様性に配慮 した相談体制 ⑭ 障害の種別に応じた相談(情報伝 の構築 達)手段の確保

15 性的マイノリティに配慮した対応

施策3 DV被害者と その子どもの心身に 配慮し、安全に守る 保護の実施	(1) 安全な保護のための関係機関の連携推進 (2) 一時保護所に大きを接 (3) 子どをする大きをでする大きをでする大きをでする大きでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、100	 ① 円滑な保護のための関係機関の役割の明確化 ② 保護に関する情報管理の徹底 ③ 市町におけるDV防止ネットワークの設置 ④ 保護命令の積極的利用促進と違反認知時の迅速な警察措置 ⑤ 一時保護所の機能強化・見直し ⑥ 入所者の心理的ケアの充実 ⑦ 児童相談所等関係機関と連携した心理的ケア ⑥ 同伴児童の保育、学習指導の推進のよびでするための教育関係機関との連携
	(4) 多様なケースに対応した保護体制の整備 (1) 生活再建のための支援	(域)との連携 (1) 委託一時保護所の確保 (1) 民間シェルターへの支援 (2) 委託一時保護所職員の資質向上 (3) 婦人保護施設における総合的な自立支援の実施 (3) DV被害者のための諸制度の積極的活用 (4) 自立支援及び生活保護制度についての情報提供及び助言 (5) 一時保護所及び婦人保護施設入所中のDV法律相談 (6) 安心して就学するための教育関係機関との連携(再掲) (7) 円滑な地域生活移行のための支援 (8) 退所者支援の実施
施策4 DV被害者の自立に向 けたきめ細かな支援環 境の整備	(2) 住まい確保の ための支援 (3) 就業に向けた 支援 (4) 心身の回復の ための支援	 ③ 保証人制度(身元保証人確保対策事業)の利用 ① 母子生活支援施設等の活用 ① D V被害者の公営住宅への優先入居 ② 婦人保護施設における就業支援の実施 ③ 関係機関と連携した就業支援の実施 ④ 保証人制度(身元保証人確保対策事業)の利用(再掲) ⑤ 婦人保護施設入所者及び退所後の心理的ケア



4 計画の推進体制

関係機関との連携を図りながら様々な分野で横断的な施策が推進されるよう、「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において、計画の進捗状況を確認し、 課題と施策の検討を行います。

なお、法令の改正等により、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に 応じて見直しを行います。

第4章 施策の推進

施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進

(1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進

現状と課題

- ・人権啓発講座やマスメディア等も活用した啓発など、あらゆる場面において人権 啓発を行ってきましたが、依然として社会の理解は不十分で、個人や家庭の問題 としてDVが潜在化する傾向にあります。
- ・学校においては、年齢や発達段階に応じた人権教育が行われており、高校生等の 若年層に向けては、デートDV(交際相手からの暴力)防止講座のほか、パンフ レットを作成して配布するなどの啓発を行ってきましたが、現代の若年層の情報 収集手段の中心はSNSであり、従来の広報手段では情報が十分に届いていない 可能性があります。
- ・近年、DV被害者の安全を確保しつつ、現在の生活を維持しながら問題を解決するという新たな支援の在り方が求められていますが、これまでDV被害者自身が加害者の下から離れることを被害者支援の基本としてきた相談員にとって、加害者教育は縁遠いものとなっています。また、国の調査研究においても、被害者が加害者の強い心理的・物理的抑圧若しくはコントロール下にある場合や、加害者に自身の暴力行為についての認知が全くない場合など、リスクが高い加害者ほどプログラムに繋がりづらい等、引き続き検討すべき課題が残されている状況です。

- ・社会のあらゆる場において人権啓発を推進し、県民に人権尊重の理念を普及させ ます。
- ・暴力の当事者とならないため、学校等における人権教育に加え、若年層にも届き やすい手段による啓発を推進します。
- ・加害者教育に関する国の調査研究の動向を引き続き注視しつつ、研修会の開催等により、加害者教育に対する県内相談員の理解を深めるなど、加害者教育の導入に向けた取組を推進します。

- ① あらゆる手段による DV 防止に向けた啓発
 - ・学校や地域社会、関係機関と連携した県民向けの出前人権講座等の実施
 - ・人権尊重の大切さについて、県民に広く周知するための、マスメディア等を活 用した広報、人権啓発の実施
 - ・県民一人ひとりが、人権尊重の意味を正しく理解し、お互いの人権を尊重し合える機会とするための、人権週間(12月4日~12月10日)を通じた人権啓発の実施
 - ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11 月 12 日~11 月 25 日)を通じたパープル・ライトアップ等による啓発の実施
 - ・市町における、広報誌や回覧板、SNS、講演会等を活用した地域住民への啓 発の促進

② 学校等における予防教育の実施

- ・校内における望ましい人間関係づくりを支援する「人間関係づくりプログラム」 の活用により、児童生徒の人間関係の基盤づくりを推進
- ・福祉教育実践校による、人権や多様性尊重などに資するための DV 防止事業の実施
- ・児童生徒を対象とした、生命(いのち)の安全教育教材を活用したデートDV防 止のための教育・啓発
- ・高校生や大学生等の若年層を対象としたデートDV防止出前セミナーの実施及 びデートDV防止パンフレットの配布

③ SNSを活用した若年層への教育啓発

・SNSによる、高校生や大学生等の若年層に向けたデートDVの具体的事例の 発信・啓発

④ 再発防止のための加害者教育

- ・県や市町の相談員等を対象としたDV加害者教育に関する研修会の開催
- ・加害者教育プログラムの活用方法を記したガイドラインの作成
- ・県内のDV加害者教育実施団体の把握と市町への情報提供
- ・相談者の要望に応じたDV加害者教育実施団体の案内

現状と課題

- ・DV防止法では、DVを受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター等に通報するよう努めなければならないとされていますが、令和2年度に国が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、「法律(DV防止法)があることは知っているが、内容はよく知らない」、「法律があることを知らなかった」と回答した人の割合の合計は76%であり、DVを発見した場合の通報努力義務についての認知度を高める必要があります。
- ・令和3年度に本県が実施した「静岡県の男女共同参画に関する県民調査」では、 夫婦等親しい間柄にある男女間での、大声でどなる等の精神的暴力や、電話・メ ール等を監視する等の社会的暴力を暴力として認識している人の割合は、足でけ る等の身体的暴力に比べて低い状況です。
- ・医師が業務上DVを発見した場合の対応については、「医療機関におけるDV被害者への対応マニュアル」等で周知していますが、発行から10年以上経過し、一部の情報が陳腐化していることから、改訂・再配布により、改めて対応方法を周知する必要があります。
- ・今後ますます推進されていくことが見込まれる在宅勤務により、パートナーの在 宅時間が増加し、DVの発生リスクも増加する恐れがあることについて、在宅勤 務を推進する立場である事業所の理解が必要です。

- ・DVを発見した場合の通報努力義務についての認知度向上を図り、被害者が早期 に相談機関につながるよう取り組みます。
- ・DVの具体的事例を発信するなどし、身体的暴力以外の暴力(精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・社会的暴力)の認識の浸透を図ります。
- ・「医療機関におけるDV被害者への対応マニュアル」を改訂・再配布し、医師が 業務上DVを発見した場合の対応について改めて周知します。
- ・DVの早期発見や防止への理解を深めるため、関係機関への啓発に加え、事業所への啓発にも取り組みます。

- ⑤ DVの正しい理解の促進と通報義務の周知
 - ・身体的暴力以外の暴力がDVであることの認識を広く浸透させるための、暴力の 種別ごとの具体的事例の発信
 - ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11 月 12 日~11 月 25 日)を通じたパープル・ライトアップ等による啓発を実施(再掲)
 - ・DVを発見した際の通報努力義務と通報窓口についての、広報誌やホームページ 等による周知
- ⑥ 関係機関及び事業所(一般企業)への啓発
 - ・関係機関等に対するDVの早期発見と発見時の対応に関する情報の提供
 - ・医療機関における受診時の配慮やDV被害者発見時の対応を明記した 「医療機関におけるDV被害者への対応マニュアル」の改訂・配布
 - ・面前DV被害を受けている児童生徒の支援体制充実のための教員・支援員を対象 とした校内研修会の実施
 - ・教員を対象としたデートDV防止に関する研修の実施
 - ・静岡県商工会議所連合会等や事業所が参加する会議等の機会を利用した、事業所に対する、在宅勤務推進に伴うDV発生リスクの啓発とDV相談窓口等の周知

施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

(1) 県におけるDV相談の推進

現状と課題

- ・県では、女性相談センターや男女共同参画センター、警察等を中心にDV相談を受け付けていますが、県の一時保護所退所者を対象にしたアンケート調査によると、DV相談窓口があることを知っていたと回答した人の割合はおよそ5割であり、DV相談窓口の周知が課題となっています。
- ・相談窓口を知っていても、子どものために相談を我慢する人や、相談の結果、自分がどのような状況に置かれるのかが想像できず、相談を躊躇する人が見受けられるため、安心して相談してもらえるような広報が必要です。
- ・これまでのDV相談は、主に面接や電話により応じてきましたが、現代ではコミュニケーション手段の中心がSNSになっていることや、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響で加害者の在宅時間が増え、面接や電話による相談が利用しづらい状況になっていることを踏まえた対応が必要です。
- ・男性被害者からの相談も受け付けていますが、男性被害者は「恥ずかしい」等の理由により誰にも相談しないケースもあることから、男性被害者も相談しやすい窓口の設置が必要です。
- ・県民や学校等子どもにかかわる関係機関から通報を受けた場合は、通報者を通じて 被害者に配偶者暴力相談支援センター等の利用を案内するなど必要な措置を講じ ていますが、被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、配偶者暴力 相談支援センターが警察にその旨を通報する等の対応が必要です。
- ・複合的な問題を抱えるDV被害者からの相談には、複数の関係機関が対応する必要がありますが、被害者にとってはそれぞれの機関でその都度同じ話をしなければならないことや、紹介された機関へ自ら予約をすることなどが負担となっています。

- ・被害者が確実に相談窓口につながるよう、相談窓口の周知を強化します。
- ・被害者が安心して相談できるような広報を実施します。
- ・被害者が利用しやすい手段で相談できる環境を整備します。
- ・被害者が抱える複雑かつ多様な問題にも対応できるよう、相談員の資質向上に取り 組みます。
- ・男性も相談しやすい環境を整備します。

- ・各方面からの通報に適切に対応できるようにするためや、相談の入口がどこであっても、適切な支援へとつなげられるよう、関係機関との連携を推進します。
- ・被害者の負担の軽減を図りつつ関係機関が連携・情報共有し、被害者が抱える複合 的な問題の解決に取り組みます。

D V 相談窓口の周知

- ・ホームページやリーフレット等の広報・啓発物やSNSを活用した相談窓口の周知
- ・全国共通短縮番号「#8008(はれれば)」や「DV相談+(プラス)」の周知
- ・相談を躊躇している被害者が安心して相談できるようにするための、相談内容に応 じた支援の見通しのパターンの紹介

② 多様な手段で相談できる体制の構築

- ・面接や電話によるDV相談の実施
- ・巡回連絡や各種事案対応等、あらゆる機会を通じて認知したDV相談の実施
- ・電子メールやWebチャット等のICTを活用した相談の推進

③ 困難事例に対応するための相談員資質向上

- ・国や関係機関が主催する研修会への参加
- ・市町相談員や警察署職員向け研修会の開催
- ・女性相談センターによる市町相談員へのスーパーバイズ実施

④ 男性被害者からの相談への対応

- ・女性だけでなく男性も安心して相談できる性別を問わないDV相談の実施
- ・男性相談員による男性相談の実施
- ・男性の相談員か女性の相談員かを相談者のニーズに応じて選択できる体制の構築

⑤ 通報への対応

- ・通報者を通じた被害者への配偶者暴力相談支援センターや警察利用の案内
- ・現に被害者に対する危険が急迫していると認められる場合の、警察への通報と一時 保護の勧奨
- ・加害者の検挙措置や、関係機関と連携した被害者の安全確保

⑥ 相談関係機関の連携

- ・県域の関係機関との情報共有の場である静岡県子どもと家庭を守るネットワーク DV防止部会の運営
- ・地域の関係機関との連携や情報共有を図り、被害者支援を迅速かつ適切に実施する ためのDV防止地域ネットワーク会議の運営
- ・相談員又は相談者が相談内容を記録するためのDV相談記録表の作成
- ・相談者が各相談機関で同じ話を繰り返さなければならない負担を軽減するための、 相談者の同意によるDV相談記録表の関係機関共有の推進

- ・相談者が紹介された関係機関に自ら予約する負担を軽減するための、相談対応者に よる関係機関へのつなぎの推進
- ・児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置拡充
- ・児童生徒が抱える問題解決を支援するスクールソーシャルワーカーの配置拡充
- ・県弁護士会と連携した離婚や親権等の民事問題解決の推進

現状と課題

- ・D V 相談は全ての市町で実施されており、面接や電話による相談に加え、一部の市町では電子メールによる相談にも対応しています。相談件数は年々増加し、相談内容も複雑・多様化しています。
- ・一部のDV相談窓口ではプライバシーの保護を優先するあまり、奥まった場所や暗い場所などに設置されていることもあるため、被害者が相談しやすい環境づくりが必要です。
- ・被害者の相談対応にあたっては、相談員の二次被害に対する理解が不十分なため、 被害者に更なる被害を生じさせてしまうことがあります。
- ・D V 被害者の利便性向上のため、身近な場所での継続的な相談への対応、住民票の 異動及び生活保護の手続、保護命令への関与並びに証明書発行業務等を一元的に実 施するワンストップ窓口としての配偶者暴力相談支援センターの設置促進が必要 です。
- ・災害発生時に設置される避難所でもDVが発生することがあるため、避難所におけるDV対応についてあらかじめ検討しておく必要があります。
- ・今般の新型コロナウイルス感染拡大のような非常時には、平常どおりの相談対応が 困難となる場合もあり、非常時のDV相談体制についてあらかじめ検討しておくこ とが必要です。

- ・被害者が利用しやすい手段で相談できる環境の整備を推進します。
- ・増加し、複雑化する相談に対応するため、女性相談員の新規配置、配置拡充を促す ほか、女性相談員の資質向上にも取り組みます。
- ・分かりやすい相談窓口の設置と、被害者が相談しやすい環境づくりを推進します。
- ・被害者心理について相談員の理解を深め、二次被害の防止に努めます。
- ・被害者の負担軽減のため、市町における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。
- ・発災時や非常時に発生するDVに対応できる相談体制を検討し、防災計画等に盛り 込むなどの取組を市町に働きかけます。

⑦市町のDV相談体制の確立

- ・被害者の希望や被害者を取り巻く様々な状況に対応するための、多様な手段で相談 できる体制整備の促進
- ・DV相談窓口へのアクセス性向上と、被害者が相談しやすい環境づくりの促進
- ・相談者のニーズに応じて男性の相談員か女性の相談員かを選択できる体制の構築
- ・相談者のニーズに応じてDV加害者教育実施団体を案内できる体制の構築

⑧ 二次被害の防止

- ・県や市町の相談員等が被害者心理への理解を深めるための犯罪被害者等支援担当 者研修会参加
- ・二次被害防止に関する知識普及のための市町相談員研修会の開催

⑨ 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置

- ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での設置働きかけ
- ・設置済み市町の具体的事例発信等、配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報提供・助言の実施
- ・配偶者暴力相談支援センター未設置であっても設置市と同等の支援が受けられる よう、未設置市町における設置市を参考としたDV対応の促進

⑩ 市における女性相談員の設置

- ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での女性相談員設置及び配置拡充の働きかけ
- ・女性相談員設置・配置拡充に活用できる国庫補助事業の案内等、設置に関する情報 提供や助言の実施

① 女性相談員に対する研修

- ・相談員が、複雑・多様化する相談に対応できるよう、多様な問題をテーマにした研修会の実施
- ・遠方の研修対象者が参加しやすく、いつでも研修の振り返りができるよう、Web 研修やeラーニング等のICTを活用した研修を実施
- ・県や市町の相談員等を対象としたDV加害者教育に関する研修会の開催(再掲)

② 非常時における対応

- ・市町に対する、避難所でDVを発生させないための、女性の視点を入れた避難所運営マニュアル策定の働きかけ
- ・地震等の災害発生時や、今般の新型コロナウイルス感染拡大のような非常時にも相 談できる体制構築の働きかけ

現状と課題

- ・県内市町を対象に実施した実態調査(以下、「実態調査」という。)によると、令和 2年度の県内のDV相談件数のうち、およそ4%は外国人からの相談となっていま す。一方で、外国人に対して相談窓口を周知している市町は16市町に留まってお り、外国人に対する相談窓口の周知が課題となっています。
- ・実態調査によると、半数以上の市町において、日本語が通じない外国人への相談対応が困難としており、DV相談の多言語対応が課題となっています。また、県においてもDV相談ダイヤルが多言語に対応していないなど、市町と同様の課題があります。
- ・障害のあるDV被害者からの相談対応に当たっては、障害を理由とした不当な差別 的取扱いがされないよう留意する必要があります。
- ・相談員の性的マイノリティへの理解不足から、同性パートナーからの暴力がDVとして対応されないなど差別的な取扱いがされないことが求められています。

施策の方向

- ・外国人被害者が確実に相談窓口につながるよう、外国人向けの周知を強化します。
- ・通訳や翻訳アプリ等の活用により、多言語に対応したDV相談を推進します。
- ・障害のあるDV被害者でも安心して相談できるよう、被害者が持つ障害の特性に応じた相談手段を提供します。
- ・同性パートナーとの間にもDVは発生するという認識を持ち、性的マイノリティに 配慮した対応をします。

- ③ 外国人に対するDV相談窓口の周知と支援体制の確立
 - ・外国人被害者に対するホームページやリーフレット等の広報・啓発物を活用した相 談窓口の周知
 - ・全国共通短縮番号「#8008(はれれば)」や「DV相談+(プラス)」の周知(再 掲)
 - DV相談ダイヤルの多言語対応
 - ・相談者も支援者も使用できる多言語DVイエローガイド(静岡県版)を活用した相談窓口や諸制度の周知
 - ・国際交流協会と連携した外国人相談員や通訳者との合同研修会の開催
 - ・DVに理解のある外国人相談員や通訳を活用したDV相談対応

- ・外国人被害者との意思疎通のための多言語質問指差しシートや翻訳アプリ等 I C T を活用した D V 相談対応
- ・課題解決まで一貫した支援を行う、多文化ソーシャルワーカーの育成
- ・多文化ソーシャルワーカーによる、外国人県民の文化的・社会的背景を踏まえた相 談の実施
- ・外国人県民が生活上の困りごとに多言語で相談できる、「静岡県多文化共生総合相 談センター かめりあ」の運営
- (4) 障害の種別に応じた相談(情報伝達)手段の確保
 - ・障害者への合理的配慮に対応したDV相談対応
- 15 性的マイノリティに配慮した対応
 - ・性別を問わないDV相談窓口の設置と対応
 - ・男性の相談員か女性の相談員かを相談者の二一ズに応じて選択できる体制の構築 (再掲)
 - ・性的マイノリティへの理解を深めるための研修会の開催や参加

施策3 DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全に守る保護 の実施

(1)安全な保護のための関係機関の連携推進

現状と課題

- ・女性相談センターでは、DV被害者からの申請による一時保護を実施していますが、 一時保護に当たって複数の市町や警察署等が関係するケースでは、連絡調整等に時間を要し、支援が滞る場合があります。
- ・加害者が被害者の親族や知人になりすまし、被害者情報を探る行動に出ることもあることから、被害者の個人情報や一時保護所の所在などの秘匿性の高い情報については細心の注意を払って管理する必要があります。
- ・DV防止法では、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関が相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされており、本県では県や各市町でDV防止ネットワークの設置による関係機関連携が図られていますが、一部の自治体において未設置となっています。
- ・配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に対し保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には手続に関する支援を行っていますが、保護命令が「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい」ときに発令される制度であり、精神的暴力や性的暴力は保護命令の対象ではないことなどから、近年は利用が減少傾向にあります。

- ・被害者を安全かつ円滑に保護するため、相談から保護に至るまでの各機関の役割 や、保護するにあたっての事前の確認事項を明確にします。
- ・被害者の安全確保のため、被害者や一時保護所に関する情報の管理を徹底します。
- ・関係機関が相互に連携し、被害者の保護が適切に行われるよう、DV防止ネットワークによる関係機関連携を推進します。
- ・被害者の安全確保のため、保護命令制度の積極的利用を促進するとともに、今後改 正が見込まれている保護命令の対象拡大等にも適切に対応します。

- ① 円滑な保護のための関係機関の役割の明確化
 - ・一時保護の流れや各機関の役割等を示すDV相談対応マニュアルを活用した統一ルールによる関係機関連携の推進
 - ・市町や警察職員等を対象とした研修による一時保護の流れ、各機関の役割確認の実施
 - ・県DV防止ネットワーク等による関係機関連携、役割確認の実施
 - ・一時保護するに当たっての事前確認事項をまとめた一時保護聞き取り票による本人 意思や状況確認の実施
- ② 保護に関する情報管理の徹底
 - ・被害者の個人情報や一時保護所の秘匿情報の漏洩防止のため、DV加害者に対する 対応上の留意点を県や市町のDV対応部門に周知徹底
- ③ 市町におけるDV防止ネットワークの設置
 - ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での市町DV防止ネットワーク設置の働きかけ
 - ・未設置町に対する、DV防止ネットワーク設置に関する設置済み市町の事例等の情報提供
- ④ 保護命令の積極的利用促進と違反認知時の迅速な警察措置
 - ・資料の活用による被害者への分かりやすい保護命令制度説明及び積極的利用の促進
 - ・被害者が自宅から荷物を取り出す際の安全確保等、女性相談センター、市町及び警察の連携による保護命令発令中の被害者・加害者対応
 - ・保護命令発令時の加害者に対する速やかな認識確認の実施
 - ・保護命令違反をした加害者に対する積極的な検挙措置の実施

現状と課題

- ・女性相談センター―時保護所(以下、「一時保護所」という。)では被害者の安全確保のため、被害者が保有する通信機器の利用を制限する等の対策を講じていますが、これらの制約により、近年利用を希望する被害者が減少傾向にあります。
- ・一時保護所では、心身ともに傷ついた被害者の不安を緩和し、安心して今後の生活を考えることができるよう心理的ケアを行っていますが、近年は精神疾患を持った被害者が増加傾向にあることから、一時保護所における心理的ケアのより一層の充実が必要です。

施策の方向

- ・一時保護を必要としている者に十分利用してもらえるよう、一時保護所の運用の一部を見直し、時代の変化に合った支援の提供に取り組みます。
- ・被害者の安全を確保し、安心して今後の生活を考えてもらえるよう、被害者の心身の回復に努めるとともに、精神疾患を持った被害者については、精神科嘱託医によるケアに加えて、精神科への同行支援を行うなど対応の充実を図ります。

- ⑤ 一時保護所の機能強化・見直し
 - ・入所者の状況に応じた適切な支援のための、国の一時保護所職員職種別配置基準に 基づく適正な職員配置
 - ・感染症予防等集団生活上配慮すべき課題に留意した、入所前及び入所中の健康状態 確認などの入所者対応
 - ・十分なセキュリティ対策を講じた上で通信機器の使用制限を緩和するなどの運用の 一部見直し
- ⑥ 入所者の心理的ケアの充実
 - ・入所者の精神的安定を図るための、心理士や精神科嘱託医による心理的ケア
 - ・精神科の受診が必要な入所者への同行支援

(3) 子どもに対するケア体制の充実

現状と課題

- ・被害者の中には母子で一時保護されるケースもあり、同伴児も面前DVの被害者である場合があります。
- ・一時保護所では保育士や学習指導員を配置し、保護された被害者の同伴児に対し、 保育や学習指導を行っていますが、保護が長期化した場合は学習に支障が生じる恐れがあります。
- ・親のDV被害により転居を余儀なくされる子どももいるため、転居先で円滑に就学 できるための支援が必要です。

施策の方向

- ・面前DVにより精神的ダメージを負った同伴児に対して、児童相談所等と連携しながら心理的ケアの充実に取り組みます。
- ・保護されたことにより同伴児の学業に支障が生じないよう、一時保護中の学習環境 の充実を図ります。
- ・親のDV被害により転居を余儀なくされた子どもが転居先でも安心して就学できるよう、教育関係機関と連携して対応します。

- ⑦ 児童相談所等関係機関と連携した心理的ケア
 - ・児童に対する心理的ケアの専門機関である児童相談所と女性相談センターとの連携 による同伴児の心理的ケア
 - ・女性相談センターと児童相談所の定例連絡会の開催
- ⑧ 同伴児童の保育、学習指導の推進
 - ・保育士や学習指導員による保育支援、学習指導の実施
 - ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等の福祉施策利用による学習指導の充実
- ⑨ 安心して就学するための教育関係機関との連携
 - ・親のDV被害により転校となることへの配慮を求めるなど、学校や教育委員会と連携した円滑な就学支援の実施

(4) 多様なケースに対応した保護体制の整備

現状と課題

- ・中学生以上の男子を同伴している場合など、様々な事情により一時保護所での保護 が適さない被害者については、民間シェルター等に一時保護を委託しています。今 後も被害者の多様なケースに対応できるよう、委託一時保護所を確保することが必 要です。
- ・民間シェルターは収入基盤が極めて脆弱であることや、職員の高齢化などが課題と なっています。
- ・委託一時保護所は必ずしもDV専門の施設ではないことから、被害者支援をする上で必要な知識を習得するための研修等が必要です。なお、研修等の開催にあっては、 高齢のため遠方の会場まで出向いて参加することが困難である方へのフォローが 必要です。

- ・被害者の多様なケースに対応するため、様々な種別の委託―時保護所を地域に偏り が生じないよう確保します。
- ・民間シェルターが安定して運営できるよう、課題解決の支援をします。
- ・委託一時保護所でも一時保護所と同等の支援が受けられるよう、委託先職員の資質 向上を図ります。また、遠方の委託一時保護所からも参加しやすい研修環境を整備 します。

⑩ 委託一時保護所の確保

・県内各地の民間シェルターや婦人保護施設、各種社会福祉施設の委託―時保護所の 確保

① 民間シェルターへの支援

- ・民間シェルターの立上げや運営に要する経費の一部の助成
- ・被害者支援に関する助言や民間シェルターが抱える課題の把握を目的とした、民間 シェルターへの定期訪問の実施

① 委託一時保護所職員の資質向上

- ·委託一時保護所職員が被害者支援に関する知識を習得するための、市町相談員等と の合同研修の実施
- ・委託一時保護所相互の連携強化と、被害者支援の充実を目的とした県と委託一時保 護所との意見交換会の実施
- ・被害者支援の基本を示すDV相談対応マニュアルの共有
- ·Web研修やeラーニング等のICTを活用した研修の実施

施策4 DV 被害者の自立に向けたきめ細かな支援環境の整備

(1) 生活再建のための支援

現状と課題

- ・本県では、被害者を一時保護した後、自立に向けて中・長期的な支援を必要とする 被害者を支援するための施設として婦人保護施設を設置しており、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、民間法人による管理運営をしています。
- ・一時保護施設及び婦人保護施設における自立支援は、施設の職員だけでなく、市町 とも連携し、必要な諸制度や福祉施策へつないでいます。
- ・婦人保護施設では入所者ごとに自立支援計画を作成し、個々の適性等を考慮しながら、就労支援や生活訓練、心理的ケアなど生活再建に向けた総合的な自立支援を実施しています。また、退所後も一定期間見守りが必要と判断される方には、退所後も支援を継続しています。
- ・地域で自立した生活を始めるために、婦人保護施設内における台所設備付きの居室 (ステップルーム)の活用による生活訓練を行っていますが、より退所後の生活に 近い形での訓練の実施も検討する必要があります。

施策の方向

- ・一時保護施設及び婦人保護施設において、市町やその他関係機関と連携し、入所者 の自立を支援します。
- ・退所者の状況やニーズに応じて、退所後も自立を支援します。
- ・必要に応じて、退所後の生活により近い形で行う地域生活移行支援の実施を検討し ます。

- ① 婦人保護施設における総合的な自立支援の実施
 - ・婦人保護施設入所者に対する自立支援計画に沿った就労支援、生活訓練等の実施
- ② 市町と連携した自立支援の実施
 - ・婦人保護施設と市町、女性相談センターとのケース会議による目標設定、役割分担 確認、進捗管理の実施
 - ・婦人保護施設入所者が抱える問題に応じた市町福祉施策へのつなぎ

③ DV被害者のための諸制度の積極的活用

- ・住民基本台帳の閲覧制限等各種支援措置(以下、「各種支援措置」という。)の市町 に対する周知
- ・証明書交付手続マニュアルを活用した各種支援措置の利用のための円滑な証明書交付事務の促進
- ・DV被害者は特例的に住民票所在地以外の居住地で国民健康保険の加入が可能であることの市町に対する周知

④ 自立支援及び生活保護制度についての情報提供及び助言

- ・DV被害者へのひとり親サポートセンターや母子・父子自立支援員、静岡県ひとり 親あんしんLINE相談等の自立支援に関する相談窓口情報の提供
- ・ひとり親の自立に向けた諸制度をまとめた冊子の作成及び配布
- ・生活に困窮し要保護状態にあるDV被害者に対する生活保護の適用

(5) 一時保護施設及び婦人保護施設入所中のDV法律相談

- ・一時保護施設利用者のための弁護士による離婚等のDV法律相談の実施
- ・被害者が抱える多様な法律問題に対応する「DV被害者支援における連携に係る申 合せ書」に基づく法テラス法律相談へのつなぎ

⑥ 安心して就学するための教育関係機関との連携(再掲)

- ・親のDV被害により転校となることへの配慮を求めるなど、学校や教育委員会と連携した円滑な就学支援の実施(再掲)
- ・児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置拡充(再掲)
- ・児童生徒が抱える問題解決を支援するスクールソーシャルワーカーの配置拡充(再 掲)

⑦ 円滑な地域生活移行のための支援

- ・婦人保護施設内に整備した台所設備付きの居室(ステップルーム)を活用した生活 能力向上のための自立訓練の実施
- ・婦人保護施設入所者が施設付近の住宅(ステップハウス)において地域生活を体験 する地域生活移行支援の実施の検討

⑧ 退所者支援の実施

・一時保護施設及び婦人保護施設退所者の希望に応じた定期連絡・訪問支援の実施

(2) 住まい確保のための支援

現状と課題

- ・被害者の中には、1人で生活していく能力がある方もいれば、精神的に不安定で見 守りが必要な方もいるなど、被害者の状況により最適な住まいは様々です
- ・被害者の中には、住まいの確保に必要な連帯保証人がいないことや、携帯電話を持っていない等の理由により入居契約ができないなど、住まい確保が難航するケースがあります。

施策の方向

- ・被害者の状況に応じた最適な住まいを確保します。
- ・女性相談センター所長等が連帯保証人となる制度(身元保証人確保対策事業)の利用を促進します。

- ⑨ 保証人制度(身元保証人確保対策事業)の利用
 - ▶・保証人を必要とする被害者に対する保証人制度(身元保証人確保対策事業)の周知
- ⑩ 母子生活支援施設等の活用
 - ・母子生活支援施設やグループホーム、民間アパート等被害者の状況に応じた最適な 住まいの確保
- ① D V 被害者の公営住宅への優先入居
 - ・一時避難のための公営住宅目的外使用の実施
 - ・DV被害者の公営住宅優先入居の実施

(3) 就業に向けた支援

現状と課題

- ・婦人保護施設では就業訓練や、ハローワーク等の職業紹介事業者への同行支援など の就業に向けた支援を行っています。
- ・被害者の年齢や資質、保証人の問題などから、自立に向けた就業が難航するケースがあります。

施策の方向

- ・就業訓練の実施や求職活動の同行支援など、被害者の就業を支援します。
- · 各種職業紹介事業者と連携し、被害者にとって最適な就労情報を提供します。

今後の取組

- ② 婦人保護施設における就業支援の実施
 - ・入所者に対するパソコン講座や面接指導等の就労支援の実施
 - ・入所者に対する内職等職業訓練の実施
 - ・入所者のハローワーク等職業紹介事業者への求職活動同行支援
- ③ 関係機関と連携した就業支援の実施
 - ・ひとり親サポートセンターやしずおかジョブステーションによる被害者の就労に向 けた情報の提供ときめ細かな相談・支援
 - ・市町が行う就労支援の活用
- (4) 保証人制度(身元保証人確保対策事業)の利用(再掲)
 - ・保証人を必要とする被害者に対する保証人制度(身元保証人確保対策事業)の周知

(4) 心身の回復のための支援

現状と課題

・被害者の心身の回復には時間がかかることから、婦人保護施設入所後も引き続き心 理的ケアが必要な場合があります。

施策の方向

・婦人保護施設入所者の心身の回復のため、民間団体と連携した心理的ケアを実施します。また、退所後も被害者の状態に応じて、心身の回復をサポートします。

今後の取組

- ⑤ 婦人保護施設入所者及び退所後の心理的ケア
 - ・入所者に対する民間の心理士やフェミニストカウンセラー等の活用による心理的ケアの実施及び精神科への同行支援
 - ・退所後の心身の回復を目的とした、民間団体主催の自助グループ活動の案内

施策5 DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化

(1) 市町のDV施策推進の支援

現状と課題

- ・D V 防止法では、市町においても配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という。)の策定が努力義 務とされていますが、一部の市町において未策定となっています。
- ・また、同法では市町における配偶者暴力相談支援センターの設置も努力義務とされていますが、予算や人員の確保が困難等の理由により、設置が進まない状況です。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針では、女性相談員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討することとされていますが、予算や人員の確保が困難等の理由により設置が進まない状況です。

施策の方向

・基本計画の策定を促進し、配偶者暴力相談支援センターや女性相談員の設置等のD V施策が確実に推進されるよう、市町に働きかけます。

今後の取組

- ① 市町における基本計画の策定・改定支援
 - ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での市町DV防止基本計画策定の働きかけ
 - ・策定済み市町の事例等市町DV防止基本計画策定に関する情報提供及び助言の実施
- ② 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置(再掲)
 - ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での設置働きかけ(再掲)
 - ・設置済み市町の具体的事例発信等、配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報提供・助言の実施(再掲)
 - ・配偶者暴力相談支援センター未設置であっても設置市と同等の支援が受けられるよう、未設置市町における設置市を参考としたDV対応の促進 (再掲)
- ③ 市における女性相談員の設置(再掲)
 - ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での女性相談員設置及び配置拡充の働きかけ (再掲)
 - ・女性相談員設置・配置拡充に活用できる国庫補助事業の案内等、設置に関する情報 提供・助言の実施(再掲)

現状と課題

- ・D V被害者は、加害者の追及の危険や、経済的な不安、同伴する子どもの問題など、 様々な問題を抱えていることから、これらの問題に関係する機関と連携して対応す る必要があります。
- ・内閣府における令和元年度のDV相談件数等の調査によると、子どもと同居しているDV被害者のうち、約6割の家庭で児童虐待の発生もあったという結果になっています。このように、DVと児童虐待は同じ家庭内において同時に発生しているケースが多いことから、DV対応と児童虐待対応を相互に連携協力して進めていく必要があります。

施策の方向

- ・DV防止ネットワークによる関係機関連携や、女性相談員によるネットワーク活動 を推進し、DV被害者が抱える様々な問題の解決に取り組みます。
- ・児童虐待の早期発見や、同時発生しているDVへの適切な対応のため、DV対応部門と児童虐待対応部門の連携を強化します。

今後の取組

- ④ 県におけるDV防止ネットワークの運営
 - ・県域の関係機関との情報共有の場である静岡県子どもと家庭を守るネットワークD V防止部会の運営(再掲)
 - ・地域の関係機関との連携や情報共有を図り、被害者支援を迅速かつ適切に実施する ためのDV防止地域ネットワーク会議の運営(再掲)
- ⑤ 市町におけるDV防止ネットワークの設置(再掲)
 - ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での市町DV防止ネットワーク設置の働きかけ(再掲)
 - ・未設置町に対する、DV防止ネットワーク設置に関する設置済み市町の事例等の情報提供(再掲)
- ⑥ 福祉事務所等の要保護児童対策協議会への参画
 - ・福祉事務所(DV対応主管課、女性相談員)や配偶者暴力相談支援センターの要保 護児童対策協議会への参画の促進

⑦ 女性相談員によるネットワーク活動の推進

- ・女性相談員の業務遂行に当たっての不安解消や心理的負担の軽減、相談技術向上を 目的とした女性相談員連絡協議会の開催
- ・女性相談員の専門性向上や全国の女性相談員ネットワークの強化等を目的とする全 国婦人相談員連絡協議会への参加

⑧ 児童相談所等関係機関との連携

- ・女性相談センターと児童相談所の定例連絡会の開催(再掲)
- ・児童相談所や警察、市町(児童福祉、母子保健担当課)、学校等と連携したきめ細かな支援
- ・被害者が同伴児を伴う場合のDV対応と児童虐待対応の連携に関する全国の好事例 等の共有
- ・相互理解、情報共有のためのDV対応部門と児童虐待対応部門の合同研修会の実施

(3) 民間団体との協働による被害者支援体制づくりの推進

現状と課題

- ・DV被害者支援を効果的に実施するためには、委託一時保護所等の民間団体の理解 と協力が重要です。
- ・DV被害者が抱える様々な困難の中には、公的機関が提供する支援サービスだけで は解決が困難なケースがあります。

施策の方向

- ・民間団体と対等な立場で緊密な連携を図ります。
- ・民間団体の持つ様々なケースに柔軟に対応できるという強みを活かした支援を活用 し、DV被害者のニーズに対応します。

今後の取組

- ⑨ 民間団体への速やかな情報提供
 - ・委託一時保護所等の民間団体に対する、国及び地方公共団体が発出する被害者支援 に関する通知等の早期提供
- ⑩ 民間団体が実施している被害者支援の活用
 - ・DV被害者支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査・掘り起こし
 - ・DV被害者支援を行っているNPO法人等の民間団体の市町への情報提供
 - ・相談者の要望に応じたDV加害者教育実施団体の案内(再掲)
 - ・被害者が抱える多様な法律問題に対応する「DV被害者支援における連携に係る申合せ書」に基づく法テラス法律相談へのつなぎ(再掲)
 - ・県弁護士会と連携した離婚や親権等の民事問題解決の推進(再掲)
 - ・婦人保護施設退所後の心身の回復を目的とした、民間団体主催の自助グループ活動 の案内(再掲)

数値目標

成果指標

指標	現状値 (R3)	目標値 (R7)		
DVを正しく認識している人の割合	48.3%	100%		
一時保護施設退所後にDVのない生活を始めた人の 割合	84% (R2)	100%		

活動指標

	指標	現状値 (R3)	目標値 (R7)		
	人権啓発講座参加人数	18,940 人 (R2)	毎年度 3万人		
施策1	デートDV防止出前セミナー実施校数	15 校	毎年度 15 校以上		
施策2	市における女性相談員の配置市数	17 市	全市		
	一時保護されたDV被害者におけるDV 相談+の認知度	0%	50%		
	外国人住民に対して相談窓口を周知して いる市町数	16 市町	全市町		
施策3	確保した一時保護施設の数	12 か所	毎年度 12 か所以上		
施策4	就労を希望する婦人保護施設入所者が就 労できた割合	100% (R2)	毎年度 100%		
施策5	市町におけるDV防止ネットワークの設 置市町数	33 市町	全市町		
	市町DV防止基本計画策定市町数	23 市町	全市町		
	DV対応部門と児童虐待対応部門の合同 研修会参加機関数	〇機関	毎年度 全 84 機関		

資料編

資料1

DVをめぐる状況

(1) DV防止法の認知度(全国)

DV防止法の認知度は、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した人の割合が 67.7%、「法律があることを知らなかった」と回答した人の割合が 8.3%となっています。

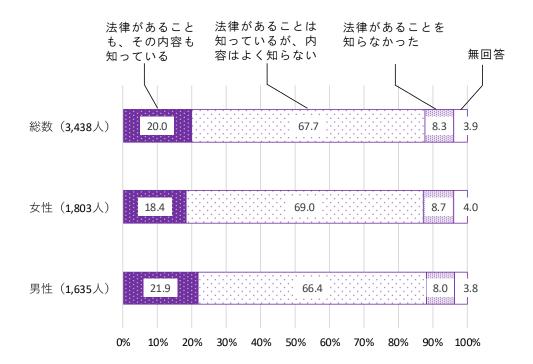


図 2.1 DV防止法の認知度

(出典:内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書(令和3年3月)」)

(2) DV相談窓口の周知度(全国)

DV相談窓口の周知度は、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」と回答した人の割合が74.6%となっています。

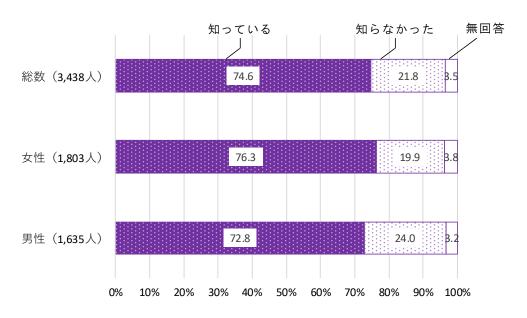


図 2.2 相談窓口の周知度

(出典:内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書(令和3年3月)」)

【参考】

令和2年4月から令和3年8月の間に静岡県女性相談センター一時保護所を利用したDV被害者を対象としたアンケート調査(有効回答数23人)によると、DVについて相談できる窓口があることを「知っていた」と回答した人の割合は52.2%にとどまっています。

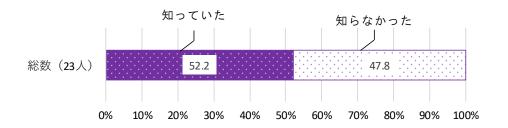
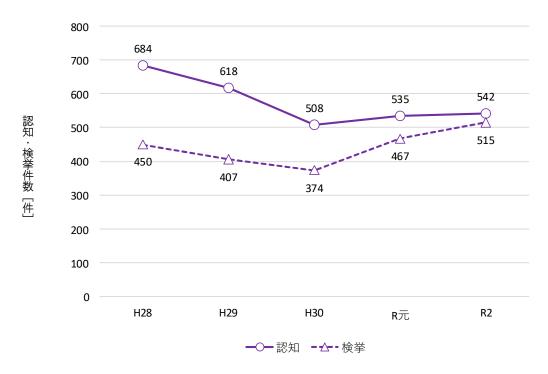


図 2.3 相談窓口の周知度

(出典:静岡県こども家庭課)

(3) 警察による配偶者等からの暴力事案への対応状況

警察による県内のDV被害者への対応は、認知、検挙共に、平成30年以降増加傾向にあります。



※ 統計は暦年(1月~12月)実績

図 2.4 配偶者等からの暴力事案 (DV)

(出典:県警察本部人身安全対策課)

(4) 保護命令発令件数

県内の保護命令発令件数は、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度以降増加に転じています。

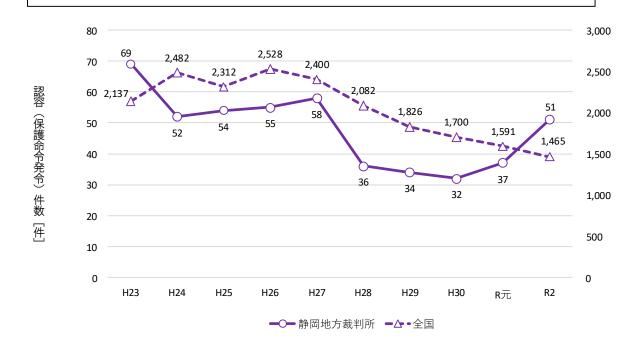


図 2.5 県内の保護命令発令件数

(出典:最高裁判所事務総局民事局「地方裁判所管内別新受・既済・終局結果別件数」を基に県こども家庭課が作成)

(5) DV被害者の一時保護件数

県内のDV被害者の一時保護件数(民間委託を含む)は、平成23年度の79件から令和2年度の44件と、この10年間で減少傾向にあります。

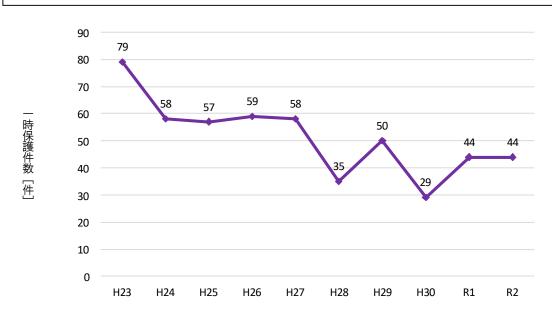


図 2.6 県内のDV被害者の一時保護件数

(出典:静岡県こども家庭課)

(6) DV被害者の一時保護後の状況

県内のDV被害者の一時保護後の状況は、概ね3割前後の方が自立(アパート等への入居)しています。

															(単位	: 件)
				$\hat{}$				福祉事	務所					_		
年度	婦人保護施設へ入所	(アパート等への入居)	(直近の住宅へ)	実家・生家・親族宅へ)帰郷	友人宅 · 知人宅	ステップハウス等自費で利用できる	病院へ入院	母子生活支援施設入所	他の社会福祉施設入所	入国管理局	大使館	帰国	無断退所	時保護委託契約施設等	その他	合計
H28	5	10	3	5				8	1					7		39
H29	9	13	1	11			1	14				1			6	56
H30	6	11	1	5				8							5	36
R元	1	13	3	5			2	10	1			1	1		7	44
R2	1	16	7	7	2		1	8							2	44

図 2.7 DV被害者の一時保護後の状況

(出典:静岡県こども家庭課)

(7) DVの経験

女性の 3.5%、男性の 2.7%が過去 1 年間に、夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナーから暴力を受けたことがあると回答しています。

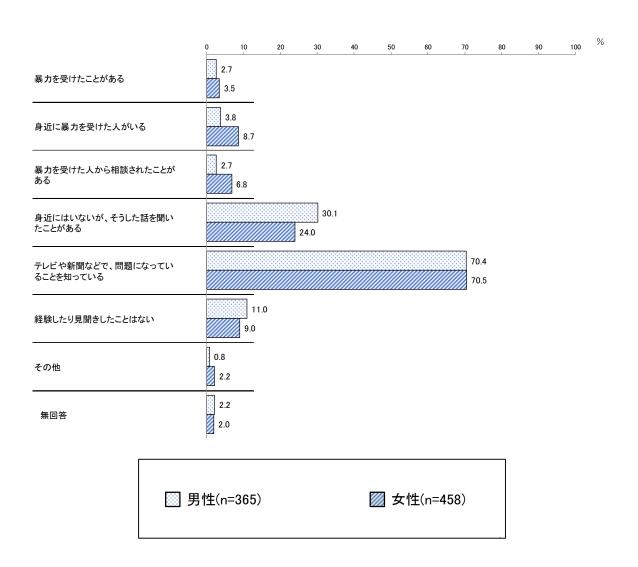


図 2.8 ドメスティック・バイオレンスの経験

(出典:県男女共同参画課「令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査報告書」)

(8)ドメスティック・バイオレンスだと思う行為

夫婦等親しい間柄にあるパートナー間での、「大声でどなる」等の精神的暴力や、「電話・メール等を監視する」等の社会的暴力を暴力として認識している人の割合は、「足でける」等の身体的暴力に比べて低い状況です。

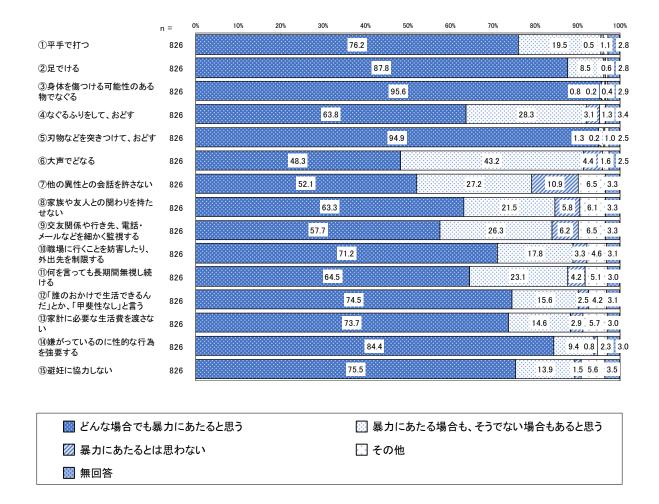


図 2.9 ドメスティック・バイオレンスだと思う行為

(出典:県男女共同参画課「令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査報告書」)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日) (法律第三十一号) 第百五十一回通常国会 第二次森内閣

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条-第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の 実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止 し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶し ようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四·一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する 不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に 有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が 取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含

むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実 上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四·一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四·追加、平一九法——三·改称)

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項 において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の 長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター としての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機 関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行う こと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他 の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整そ の他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に 委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病 にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に 通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四·一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、 被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について 説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四•追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は 市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行わ れるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四·令元法四六·一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出 を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
 - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、 又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去 すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶 者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月 を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命 ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意 (当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)があ る場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がない とき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子 に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があ ると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して 配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認め るに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四·平一九法一一三·一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを 発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達すること ができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該 配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護 を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。 この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応

ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の 長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定に より書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を 経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日にお ける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所 を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四·平一九法一一三·一部改正)

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることに つき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生 ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、 原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定により その効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やか に、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合につ

いて準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当 該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定に よる命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後におい て、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間 を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立て をした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しく は謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求すること ができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出 す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人が その職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支 局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四·一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に 反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規 則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育 及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働

大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託 して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四·一部改正)

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係に
		ある相手からの暴力を受けた者をいう。
		以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条
		に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相
第二項第二号、第十二条第一項第一号か		手
ら第四号まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された	第二十八条の二に規定する関係を解消し
	場合	た場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるも

のを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 (平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十 八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第 二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条 (配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。 (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に 関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに 係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、 これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四·一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定に よる命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。(検計)
- 第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検 討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件について は、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 略
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの 規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。
 - 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)
- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)

平成25年12月26日 内閣府、国家公安委員会、 法務省、厚生労働省告示第1号

※ 令和2年3月23日 最終改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月、 平成26年1月の法改正を経て、令和元年6月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者 の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児 童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1)基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について 準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応 や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センター は、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極 的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要 に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を 行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1)通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接 相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、 問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2)警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施 設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、 同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1)被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する 医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りな がら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行う ことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必 要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や 児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学 校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応 じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地 方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの 請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行 うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局にお いては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うこと が必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うこ

とが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業 支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭 等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要であ る。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用 等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得 られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するた めの事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被 扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者 行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うこと が必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所 等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報 提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するため に必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制 度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。 また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行 うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができな

い場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、 審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害 者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1)連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、 必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対す る説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1)調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する 研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間 団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが 必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、 それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の 実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を 講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施

状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が 連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意 見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

静岡県子どもと家庭を守るネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる 児童(以下「要保護児童」という。)並びに配偶者やパートナーなど親密な関係にあ る者からの暴力(以下「DV」という。)被害者に対して、各機関が相互に連携して 早期に適切な支援を実施し、機関相互の情報交換や県民への意識啓発を併せて行い、 人権が擁護される社会の実現を図ることを目的として、静岡県子どもと家庭を守るネ ットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 ネットワークは次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 要保護児童及びDV問題についての県民等への意識啓発に関すること。
 - (2) 要保護児童及びDV対策に係る関係機関相互の連携強化及び情報交換に関すること。
 - (3) 要保護児童及びDV被害者の早期発見及び早期対応の体制整備に関すること。
 - (4) 要保護児童及びDV防止対策の企画及び立案に関すること。

(組織)

- 第3条 ネットワークは、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長には、こども未来局長をもって充てる。
- 3 委員には、別表1に掲げる機関において選出された者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 ネットワークは、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

- 第5条 ネットワークに、要保護児童対策部会及びDV防止部会を置く。
- 2 部会には部会長を置き、要保護児童対策部会は中央児童相談所長を、DV防止部会は女性相談センター所長をもって充てる。
- 3 部会は、要保護児童又はDV固有の問題を検討する必要がある場合に、部会長が招集する。
- 4 部会員は、要保護児童対策部会は別表2、DV防止部会は別表3に掲げる機関から 選出された者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局はこども家庭課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、委員が協議し別に定める。

附則

この要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年2月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年8月26日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成22年5月19日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年7月14日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年8月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表1 全体会(◎は会長)

区分	機関名		備考 (関連分野)	
上			DV	
	◎健康福祉部 (こども未来局)		\bigcirc	
	" (こども家庭課)		\bigcirc	
	" (地域福祉課)		\bigcirc	
	" (地域福祉課人権同和対策室)		\bigcirc	
	" (こども未来課)			
	" (障害福祉課)	0		
	" (国民健康保険課)		\circ	
	くらし・環境部(男女共同参画課)		\circ	
	" (公営住宅課)		\bigcirc	
	" (多文化共生課)		\bigcirc	
	経済産業部(労働雇用政策課)		\bigcirc	
県	教育委員会 (義務教育課)		\bigcirc	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	" (高校教育課)	0		
	" (特別支援教育課)	0		
	警察本部(少年課)	0		
	" (人身安全対策課)		\circ	
	中央児童相談所	0	\circ	
	賀茂児童相談所	0		
	東部児童相談所	0		
	富士児童相談所			
	西部児童相談所	0		
	女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	0	\circ	
	中部健康福祉センター(福祉部)		\circ	
	県立こども病院			
市	静岡市福祉総務課	0	\circ	
	" 男女共同参画課		\bigcirc	
	n 児童相談所	0		
	浜松市子育て支援課	0	0	
	" UD・男女共同参画課		0	
	" 児童相談所	0		

1		,	
	(一社) 静岡県医師会	0	0
	(公社) 静岡県病院協会	0	0
	(一社) 静岡県歯科医師会	0	
	静岡県産婦人科医会	0	
	(一社) 静岡県助産師会	0	
	(公社) 静岡県看護協会	0	
	静岡県保健師会	0	
	静岡県弁護士会(要保護児童関係)	0	
	" (DV関係)		0
	静岡家庭裁判所	\circ	\circ
	静岡県児童養護施設協議会	0	
	静岡県乳児院協議会	0	
	静岡県母子生活支援施設協議会		0
関係 機関	(公社) 静岡県母子寡婦福祉連合会		0
7及氏	静岡県保育連合会	0	
	静岡県国公立幼稚園・こども園長会	0	
	静岡県人権擁護委員連合会	0	0
	静岡県民生委員児童委員協議会	0	
	(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会	0	
	静岡地方法務局人権擁護課		
	静岡県里親連合会	0	
	静岡地方検察庁企画調査課		
	名古屋入国管理局静岡出張所		
	静岡労働局職業安定部職業対策課		
	静岡シェルターネット		0
	日本司法支援センター静岡地方事務所		0
	静岡県知的障害者福祉協会	0	
7	この他会長が適当と認める機関	0	0

オブザーバーとして参加:静岡地方裁判所

別表 2 要保護児童対策部会(◎は部会長)

川衣 乙	安休設元里刈來前去(②は前去文)
区分	機 関 名
	健康福祉部(こども家庭課)
	ル (地域福祉課人権同和対策室)
	" (こども未来課)
	リ (障害福祉課)
	くらし・環境部(多文化共生課)
	教育委員会(義務教育課)
	" (高校教育課)
	ッ (特別支援教育課)
県	警察本部 (少年課)
	" (人身安全対策課)
	◎中央児童相談所
	賀茂児童相談所
	東部児童相談所
	富士児童相談所
	西部児童相談所
	女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
	県立こども病院
	静岡市福祉総務課
市	" 児童相談所
111	浜松市子育て支援課
	" 児童相談所
	(一社) 静岡県医師会
	(公社) 静岡県病院協会
	(一社) 静岡県歯科医師会
	静岡県産婦人科医会
	(一社) 静岡県助産師会
	(公社) 静岡県看護協会
	静岡県保健師会
	静岡県弁護士会
関係	静岡家庭裁判所
機関	静岡県児童養護施設協議会
	静岡県乳児院協議会
	静岡県保育連合会
	静岡県国公立幼稚園・こども園長会
	静岡県人権擁護委員連合会
	静岡県民生委員児童委員協議会
	(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会
	静岡県里親連合会
	静岡県知的障害者福祉協会
7	その他部会長が適当と認める機関

別表3 DV防止部会(◎は部会長)

71147 0	[D / 例正即会 (金) 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区分	機関名
	健康福祉部 (こども家庭課)
	" (地域福祉課)
	" (地域福祉課人権同和対策室)
	" (国民健康保険課)
	くらし・環境部(男女共同参画課)
	リ (公営住宅課)
県	" (多文化共生課)
	経済産業部 (労働雇用政策課)
	教育委員会(義務教育課)
	警察本部(人身安全対策課)
	中央児童相談所
	◎女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
	中部健康福祉センター(福祉部)
	静岡市福祉総務課
市	" 男女共同参画課
'''	浜松市子育て支援課
	" UD・男女共同参画課
	(一社)静岡県医師会
	(公社)静岡県病院協会
	静岡県産婦人科医会
	静岡県弁護士会
	静岡家庭裁判所 ************************************
	静岡県母子生活支援施設協議会
関係	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
機関	静岡県人権擁護委員連合会
	静岡県民生委員児童委員協議会
	静岡地方法務局人権擁護課
	静岡地方検察庁企画調査課 タ大屋 A 国際理具教図出版所
	名古屋入国管理局静岡出張所
	静岡労働局職業安定部職業対策課
	静岡シェルターネット
	日本司法支援センター静岡地方事務所
	その他部会長が適当と認める機関

オブザーバーとして参加:静岡地方裁判所

静岡県DV防止基本計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年4月13日法律第31号。以下「法」という。)第2条の3の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、静岡県DV防止基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会の委員は、静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会員をもって充てる。
- 2 委員長は、健康福祉部こども未来局こども家庭課長とする。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその 職務を代行する。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 基本計画の策定に関すること
 - (2) その他必要な事項に関すること

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集するものとし、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の職員の出席を求めることができる。

(ワーキング部会)

- 第5条 委員会に、ワーキング部会を置く。
- 2 ワーキング部会は、基本計画策定に当たり実務担当者間で検討を要する事項がある場合に、 委員長が招集する。
- 3 ワーキング部会は、別表に掲げる機関から選出された者をもって充てる。

(書類の合議)

第6条 委員長が適当と認めたときは、書類の合議で委員会に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部こども未来局こども家庭課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月30日から適用する。

別表

ワーキング部会

区分	機 関 名	
	健康福祉部 こども家庭課 ひとり親支援班	
	" 地域福祉課 生活保護班	
	" 地域福祉課人権同和対策室 人権同和班	
	" 国民健康保険課 指導・助成班	
	くらし・環境部 男女共同参画課 男女共同参画班	
	" 公営住宅課 県営住宅管理班	
	" 多文化共生課 多文化共生班	
県	経済産業部 労働雇用政策課 雇用推進班	
,	教育委員会 義務教育課 指導班	
	警察本部 人身安全対策課	
	中央児童相談所 相談判定課 相談班	
	女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	
	賀茂健康福祉センター 福祉部	
	東部健康福祉センター 福祉部	
	中部健康福祉センター 福祉部	
	西部健康福祉センター 福祉部	
	静岡市男女共同参画課(配偶者暴力相談支援センター設置市)	
市	浜松市UD・男女共同参画課(配偶者暴力相談支援センター設置市)	
	富士市生活支援課(配偶者暴力相談支援センター設置市)	

第五次静岡県DV防止基本計画策定経過

1 静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会

	開催月	内容
第1回	令和3年 8月	第四次計画の評価、第五次計画骨子案の協議
第2回	令和4年 1月	第五次計画案の協議
第3回	3月	パブリックコメント結果報告、最終確認

2 D V被害者·支援者の実態調査

対象	開催月	調査項目
被害者	令和3年 6月~7月	相談窓口の周知度、DV相談時の状況、一時保護中の状況、自立に向けての困難事項、現状の生活
支援者 (市町)	同上	広報・啓発の状況、DV相談体制・対応状況、保護・自立支援の状況、関係機関との連携状況
支援者 (委託一時 保護所)	同上	施設の基本情報、運営資金の状況、一時保護の受入体制・実施状況、職員資質向上の実施状況

3 アドバイザー意見聴取

(1) アドバイザー

(50 音順、敬称略)

氏名	職業等(令和4年3月時点)
犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部 教授
新谷 真弓	NPO法人SRRP研究会 / ハートフルSRS 代表
丹羽 聡子	丹羽綜合法律相談事務所 弁護士

(2) 実施状況

	開催月	内容
第1回	令和3年 7月~8月	骨子案について
第2回	10月~11月	素案について

用語解説

用語		内容
	ICT	Information and Communication Technology の略 で、コンピュータや情報通信ネットワーク等のコ ミュニケーション技術のこと
	eラーニング	コンピュータなどのデジタル機器、通信ネットワー クを利用して教育、学習、研修などの活動を行うこ と
	Webチャット	コンピュータネットワークを通じてリアルタイムに メッセージのやり取りをするシステムのこと
あ行	SNS	Social Networking Service の略で、人と人との社会 的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供す る、会員制のオンラインサービス
	委託一時保護所	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成13年7月23日厚生労働省告示第254号)を満たし、都道府県と委託契約を締結している要保護女子等を一時保護する施設
	一時保護施設	一時保護所及び委託一時保護所のこと
	一時保護所	売春防止法第34条第5項に規定する要保護女子等を一 時保護する施設
か行	加害者教育プログラム	DV加害者の脱暴力に向けた取組であり、被害者の安心・安全を目的とする。暴力に関する心理教育と考え方の修正を行うことで、自らのDV行動や自分自身を客観的に振り返り、暴力的でない新たなコミュニケーションを身に付ける
	各種支援措置	DV等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等及び除票の写し等の交付並びに戸籍の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付について、加害者に不当な目的により利用されることを防止する措置
	グループホーム	少人数の入居者が住まう共同生活住宅
	経済的暴力	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる、生活費を渡さない、勝手に借金を作り、返済を強制するなどの行為

か行	国際交流協会	民間の国際交流活動の拠点。外国人住民が直面する 労働、医療、福祉、教育等にかかる相談機能や日本 語支援の強化に取り組み、相互理解を基盤とした多 様性に富んだ多文化共生社会の発展のための事業を 展開している
	自助グループ	共通する問題や課題を抱える当事者やその家族が、 相互支援や情報提供を目的に自発的に形成するグ ループ
	静岡県多文化共生総合相談 センター かめりあ	在留資格や労働、医療、福祉に関することなど、外国人が生活する上で困っていることを、多言語で相談できる窓口
	静岡県ひとり親あんしん LINE相談	ひとり親又は子どもがいて離婚を考えている人が、 就業や養育費、各種支援制度等について、コミュニ ケーションアプリLINEを用いて相談できる窓口
さ	しずおかジョブステーション	あらゆる求職者を対象に就職支援を行う機関であり、東部・中部・西部の各県民生活センター内に設置 ※求職者の特性に応じた就職相談やセミナー、イベント等を実施しているしずおか就職総合支援センターとひとり親サポートセンター各支所及び社会福祉人材センター東部支所を含めてしずおかジョブステーションと称し、連携して就職支援を実施
行	指定管理者制度	公の施設の管理に関する権限を、民間事業者等を含 んだ地方公共団体が指定する指定管理者に委任して 代行させる制度
	児童相談所	都道府県や政令指定都市に設置が義務付けられている児童福祉の第一線機関児童福祉司、児童相談員、児童心理司、精神科医、小児科医が配置され、子どもの養護に関する相談に応じ、継続して援助が必要であると判断される場合には、医学や心理学社会学などの異なった観点から情報が集められ、これをもとに今後の援助が決定される。また、子どもの安全が脅かされ、緊急に保護を必要とする場合などに一時保護を行う
	社会的暴力	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる、交友関係を監視・制限する、電話やメールを細かくチェックするなどの行為
	女性相談員(婦人相談員)	売春防止法第35条に規定する要保護女子及びDV被害 女性の発見・相談・指導などを業務とする地方公務 員

	女性相談センター (婦人相談所)	売春防止法第34条に規定する、都道府県に設置義務が課せられている相談所。DV防止法制定前から一時保護の機能を担ってきたことに加え、同法の施行に伴い、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設として位置づけられている
	女性に対する暴力をなくす運 動	女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を 図るために、国が平成12年度から実施。11月25日 (国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際 日」)を最終日とする2週間
	身体的暴力	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる、平手でうつ、足でける、物をなげつけるなどの行為
さ 行	スーパーバイズ	個々のケースの支援者に対し、実践に必要な知識、 技術等を具体的に伝えること。スーバービジョン (事例を報告し、適切な方向付けを得るための指 導)を受ける際の指導者をスーパーバイザーという
	スクールカウンセラー	心の問題の専門家として小・中・高校、特別支援学 校で、児童生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサ ポートする専門家
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者の ほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や 技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれ た環境への働き掛けにより、学校と関係機関との ネットワークづくり等を行う専門家
	ステップハウス	婦人保護施設退所後の地域生活への円滑な移行及 び、自立に向けた支援を行うことを目的とした施設
	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ て、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の 生活を保障するとともに、自立を助長する制度
	精神的暴力	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる、大声でどなる、何を言っても無視して口をきかないなどの行為
	性自認	自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識してい る性別のこと。生物学的な性と性自認が一致してい る人、一致してない人など様々
	性的指向	どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性 別に向いているか、ということ。異性愛、同性愛、 両性愛、無性愛など様々

さ行	性的暴力性的マイノリティ	知らない人からの痴漢・盗撮、知り合いにいやらしいことをされる、交際相手から性行為を強要されるなど、「同意のない」全ての「性的な行為」のこと生物学的な性と性自認が一致しない人、性的指向が、同性や両性に向いている人など、社会的には性的に少数派とされる人々のこと		
た 行	ダイバーシティ (多様性)	直訳すると多様性を意味する。集団において年齢、 性別、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗 教・信条、価値観などさまざまな属性の人が集まっ た状態のこと		
	多言語DVイエローガイド	県内のDV相談窓口や法律、全国で活動している民間 団体などの情報が掲載されているパンフレット。や さしい日本語、ポルトガル語、タガログ語、英語、 中国語で書かれている		
	多文化ソーシャルワーカー	外国人県民の抱える生活上の問題に対し、文化的・ 社会的背景を踏まえて専門的相談に応じ、関係機関 等に働きかけて課題解決まで一貫して支援する人材		
	男女共同参画センター	男女共同参画社会の実現に向けた自立・参画・協働 の拠点施設		
	DV相談ダイヤル	静岡県女性相談センターによるDV電話相談窓口。DV や女性の悩みについて相談できる		
	DV相談+ (プラス)	国が設置しているDV相談窓口。DV被害者に対し24時間対応の電話相談、オンライン・チャット(SNS)や電子メールを活用した相談、外国語による相談等の実施に加え、被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援や緊急保護等の支援を総合的に提供する		
	DV防止ネットワーク	DV被害者の保護や支援が適切に行われることを目的に設置されているネットワーク。配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察、福祉事務所、その他関係機関などが参加している		
な 行	二次被害	相談に対応した職員や支援に当たった職員の態度や 言葉などにより、被害者が更に傷つくこと		
は 行	配偶者暴力相談支援センター	DV防止法第3条に規定するDVの防止と被害者の保護を図るための施設で、都道府県が設置する婦人相談所などの施設がその役割を担っている		

は 行	#8008 (はれれば)	DVに関する相談をすることができる全国共通の電視相談窓口。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送される	
	ひとり親サポートセンター	ひとり親家庭等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一環した就業支援サービスや養育費の取決め等に関する専門相談等生活支援サービスを行う機関	
	福祉事務所	社会福祉法第14から第17条に規定する、社会福祉行政の第一線の現業機関。生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法のいわゆる社会福祉六法に定める援護、育成、更生の措置をつかさどる。都道府県、特別区、市ではその設置が義務づけられ、町村では任意で設置することができる	
	婦人保護施設	売春防止法第36条およびDV防止法第5条に規定する 保護施設。要保護女子を中長期的に支援するための 施設で、都道府県に設置される	
	フェミニストカウンセラー	女性の心理的支援を中核に、女性の自立、DV、セク ハラ、性暴力など女性の問題を専門とするカウンセ ラー	
	法テラス (日本司法支援センター)	総合法律支援法に基づき、法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられるようにするための総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として設立された法人	
	保護命令	配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた者が、更なる暴力や脅迫によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと きに、裁判所が被害者からの申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため に発令する命令	
	母子生活支援施設	配偶者のいない女子等とその監護すべき児童を入所させて保護するとともに、その自立の促進のために 生活を支援することを目的とする児童福祉施設	
	母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定する、都道府県及び市などに置かれる職員。都道府県知事等の委嘱を受けて、福祉事務所などに配置される。母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付の情報提供・相談に加え、職業能力の向上や求職活動に関する支援、DV被害に関する相談調整などを業務としている	

は 行	翻訳アプリ	ある言語で表された文章を他の言語に置き換えて表 すことができるアプリケーションソフト			
ま	民間シェルター	民間団体によって運営されているDV被害者が緊急一時的に避難できる施設			
行	面前DV	子どもの見ている前で行われるDV			
や行	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童(保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)や特定妊婦に関する情報の交換、支援内容に関する協議を行う機関			

静岡県健康福祉部 こども未来局 こども家庭課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 TEL: 054-221-2365 FAX: 054-221-3521

E-mail: kokatei@pref.shizuoka.lg.jp



Shizuoka Prefecture